

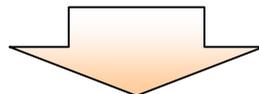
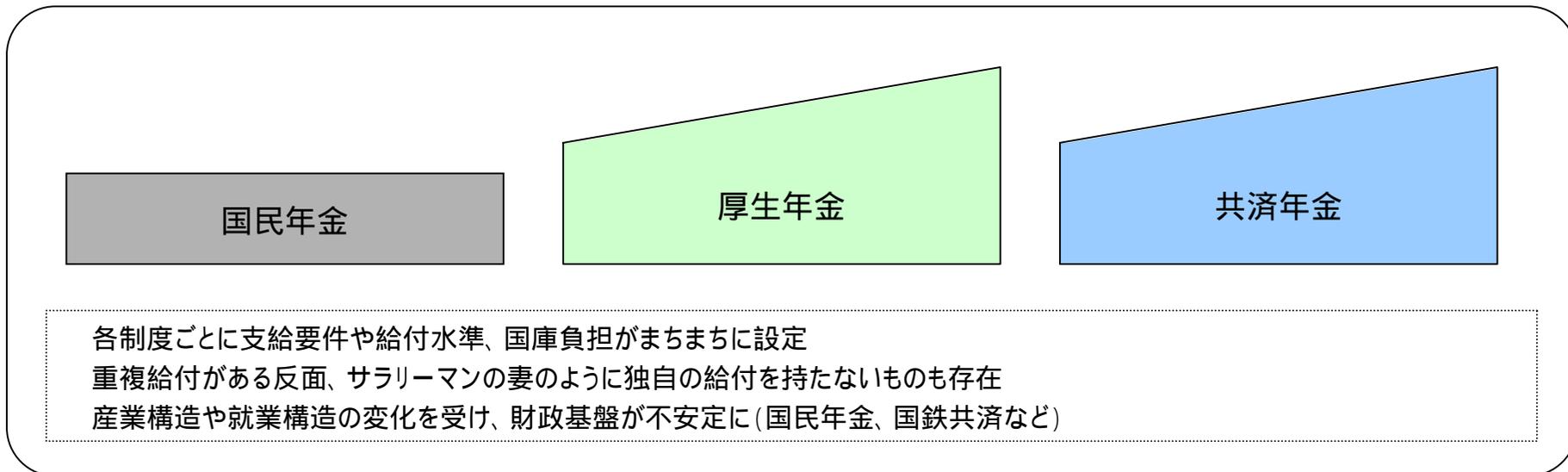
公的年金制度の一元化を含む社会保障制度全般の一体的見直し

国民年金法等の一部を改正する法律 附則第3条

- 1 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。
- 2 前項の公的年金制度について見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

公的年金制度の一元化に向けてのこれまでの取り組み

【昭和60年改正前】

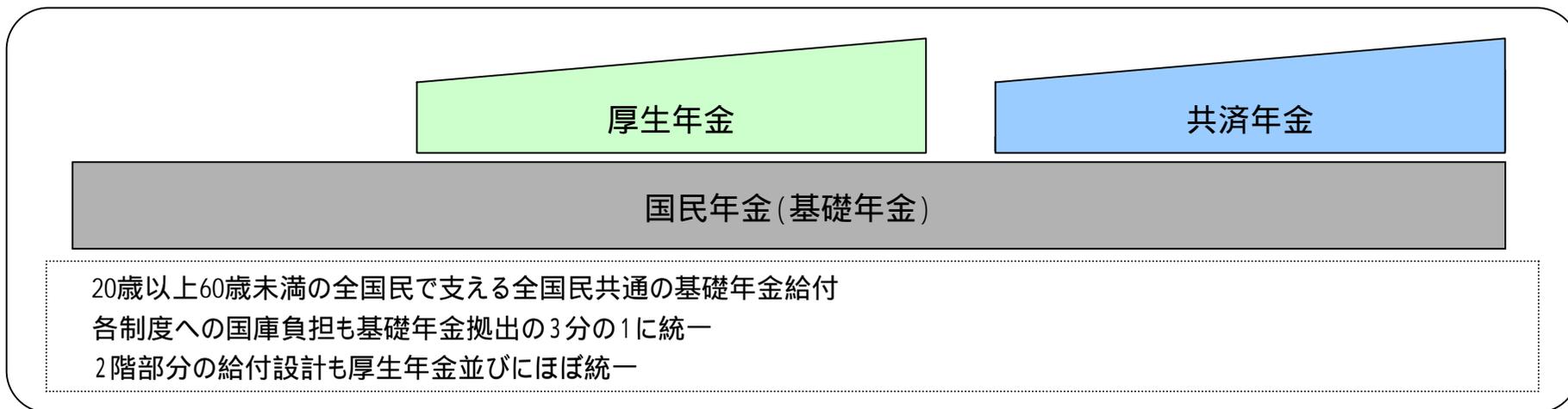


【昭和59年2月閣議決定「公的年金制度の改革について」】

公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進

- 1 国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金給付を行う制度とする(昭和61年度から実施)
- 2 昭和61年度以降は、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進め、これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

【昭和60年改正後】



【その後の取組み】

平成2年～8年 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(制度間調整法)による制度間調整の実施

平成8年3月 「公的年金制度の再編成の推進について」閣議決定

平成9年度 旧公共企業体(JR、JT、NTT)共済組合を厚生年金に統合

平成14年度 農林漁業団体職員共済組合を厚生年金に統合

平成9年度～ 基礎年金番号の導入

【平成13年3月閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」】

- 1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分について の費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める
 - 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
 - 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
 - 私立学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討
- 2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐ。

【現在の状況】

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合

両制度の財政単位の一元化を図るための法律が成立。

- ・両制度の保険料率を平成21年度に向け段階的に一本化
- ・両制度間で財政調整を実施
- ・次期財政再計算(本年10月実施)は財政単位の一元化を前提として実施

私立学校教職員共済

- ・次期財政再計算時(平成17年4月実施)からの保険料引上げの前倒しの検討
- ・被用者年金制度における位置付けについて検討(次期財政再計算時まで)

共済制度では改正法に基づき、保険料率は定款で定めることとされている。

社会保障の在り方に関する懇談会における議論の整理（抜粋）

～第1回から第5回までの議論を踏まえた整理～（平成16年12月8日）

（略）

2. 公的年金一元化

（一元化の意義について）

- 公的年金制度の一元化については、財政の安定性、ライフスタイルに対する中立性、制度間の公平性、制度の利便性（分かりやすさ）並びに管理運営及び事務費の効率性などの観点から、将来的な選択肢の一つである。

（一元化の課題、議論の進め方について）

- 国民年金と被用者年金の一元化に当たっては、高齢（退職）所得リスクの違い、所得形態及び納付形態の違い、保険料賦課基準所得の定義の違いといった被用者と自営業者等との相違点を解消するという条件整備が不可欠であるほか、自営業者等に所得比例保険料負担を求めることに賛同が得られるか疑問との意見、専業主婦（第3号被保険者）やパート労働者などの非正規労働者への年金適用の在り方といった問題があるとの意見があった。
- 被用者と自営業者等の所得把握に関して、納税者番号制度を導入すべきとの意見と、自営業者の所得把握に納税者番号制度は明らかに限界があるとの意見があった。
- 厚生年金と共済年金は給与所得者を対象とするなどの点で共通点があり、一元化は比較的容易と考えられるため、まず、これらの一元化を実現すべきとの意見があった。
- 共済制度は、年金一元化という観点のみで考えるべきではなく、公務員の職務や身分の特殊性に鑑みて、その独自性も十分に踏まえて検討していく必要があるとの意見があった。
- 一元化に際しては、職域あるいは地域が保険者機能を担うなど、ある程度の分立と拠出者や被保険者による自主的な運営を尊重しつつ、制度間調整によって負担・給付格差を是正するという分権的な一元化の手法を併せて検討すべきとの意見があった。
- 国民年金保険料の収納対策の徹底を図り、国民年金サイドでの一元化への基盤を整備することを急ぐべきとの意見があった。

(税方式と社会保険方式による基礎年金の在り方について)

- 基礎年金を全額税方式に改めることについては、揺るぎない皆年金制度の確立は、空洞化問題の解決抜きでは図れないこと、少子高齢化が進む中でも維持可能な安定的な制度を確立する必要があることなどから導入すべきであること、また、その際の進め方について、被用者年金をまず一元化し、将来的には1階は消費税を中心とする税方式、2階は所得比例方式とするが、財源の在り方、移行時期などについては、年金制度だけでなく、医療・介護保険制度改革の給付と負担、国・地方財政の状況も踏まえて検討する必要があること、などの意見があった。さらにこれに関連して、厚生年金保険料率は15%を上限とすべきとの意見や、年金財政悪化時に給付で調整する方式を導入すべきとの意見があった。

一方、社会保険方式には負担・給付関係の明確性、被保険者の参加意識、自主自立の精神などを確保できるというメリットがあり、税方式では生活保護との違いが不明確になる上に負担しない者へも給付を行うこととなり、不公平感を増すことになること、保険料未納・未払い問題の解消のために税方式にするのは本末転倒であること、保険料の全廃と相当分の税率引上げは国民的な感覚として容易に受け入れられると思えないことなどから、慎重であるべきという意見があった。

- このほか、現行の国民年金の保険料の徴収については、地方税務当局との連携・協力が不可欠である、地方自治体にゆだねて国民健康保険料と一緒に徴収する制度に改めるべきといった意見がある一方、徴収率の低下を理由に地方税務当局が関与すべきとすることは適当ではないとの意見があった。

(略)

基礎年金国庫負担割合の引上げ等に関する申し合わせ

平成16年12月1日

与党年金制度改革協議会

1. 所得税定率減税の縮減等により生じる財源は、平成16年度与党税制改正大綱及び平成16年年金制度改革法の規定に基づき、基礎年金国庫負担割合を適切な水準へ引き上げるために充てるべきである。
2. 年金制度の一元化を含む公的年金制度体系のあり方については、
 - (1) 公的年金制度が自助自律の精神に立脚しつつ、国民の多様な生活実態に即した共助の仕組みとして発展してきたことなど、我が国における年金制度の歴史的経緯を十分に踏まえ、社会保険方式を基本としつつ、国民的見地に立った幅広い議論を行うべきである。
 - (2) その際、年金制度の一元化をめぐる検討が被用者への負担のしわ寄せとならないよう、十分留意すべきである。
 - (3) 被用者年金の一元化については、来年中にも一定の方向性を示すこととする。